

神戸市職員共助組合個人情報保護規程

平 17.8.1 決 定

(目的)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するとともに、神戸市職員共助組合（以下「組合」という。）の行なう事業の適正な運営を図るため、組合が取扱う個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして次に掲げるもの及び6月以内に消去することとなるものを除く。
 - イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ハ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ニ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう

(適正な取得)

第3条 組合は偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行なってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 組合は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規程は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 組合は、前項の規程にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第7条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第8条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第9条 組合は、その職員に個人データを取扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(職員等の責務)

第10条 職員、個人情報取扱いの委託を受けたもの及び委託を受けていたものは、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。職員にあつては、その職を退いた後も同様とする。

(第三者提供の制限)

第11条 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす場合があるとき

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第12条 組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する

こと

2 組合は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第13条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前二条の規定の適用については第三者に該当しないものとする。

(1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

イ 共同して利用する旨

ロ 共同して利用される個人データの項目

ハ 共同して利用する者の範囲

ニ 利用する者の利用目的

ホ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 組合は、前項第3号のニ又はホに規定する内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1) 組合名

(2) 全ての保有個人データの利用目的(第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続き(第21条第2項の規定により手数料の規定を定めたときは、その手数料の額を含む。)

(4) 組合が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(保有個人データの利用目的の通知)

第15条 組合は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第16条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨の通知をしなければならない。

3 他の法令の規定により本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

（訂正等）

第17条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行なわなければならない。

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行なったとき、又は訂正等を行なわない旨の決定を行なったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行なったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第18条 組合は、本人から当該本人が識別される保有個人データが第3条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第5条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行なわなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行なうことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 組合は、本人から当該本人が識別される保有個人データが第11条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、

当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 組合は、次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(1) 第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行なわない旨の決定をしたとき

(2) 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき
(理由の説明)

第19条 組合は、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の申出方法)

第20条 組合は、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の申出」という。）を受け付ける方法については組合長が別に定める。

2 組合は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合、組合は、本人が容易かつ的確に開示等の申出をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 組合は、本人が次に掲げる代理人によって開示等の申出をしてきた場合、これに応じなければならない。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき、本人が委任した代理人
(手数料)

第21条 組合は、第15条の規定による利用目的の通知、又は第16条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 組合は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情の処理)

第22条 組合は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情にかかる事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行なうものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 組合は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、事実関係、個人情報の内容等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

2 組合は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、事実関係、個人情報の内容、発生原因及び対応策を遅滞なく神戸市に報告するものとする。

(個人情報保護責任者)

第24条 組合は、この規定の適切な施行その他個人情報の保護を図る施策の実施のために、個人情報保護責任者を置く。

2 個人情報保護責任者は組合長とする。

(補足)

第25条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規定に定めるものの他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等の定めるところによる。

2 この規定に定めるものの他、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この規定は、平成17年8月1日から施行する。